

## 規制の事前評価書(要旨)

別紙4

政策の名称	水底線路の保護に係る禁止行為が許容される場合の追加								
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課	電話番号: 03-5253-5836	e-mail: jigyou-seido@ml.soumu.go.jp						
評価実施時期	平成28年11月								
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 電気通信事業法(以下「事業法」という。)上の法益(水底線路の保護)と航路標識法上の法益(航路標識の設置促進による船舶交通の安全確保)の調整を図り、航路標識法改正の目的である航路標識の設置促進に資する。</p> <p><b>【内容】</b> 電気通信事業法施行令(以下「事業法施行令」という。)第9条第2項第4号を以下のとおり改正し、民間事業者等海上保安庁以外の者が届出により航路標識の設置等をする場合及び届出をした民間事業者等が海上保安庁長官の命令に基づく行為を行う場合についても、保護区域内における船舶のびょう泊等禁止される行為が例外的に許容される場合とする。</p> <p>① 海上保安庁が、航路標識の設置や位置の変更等を行う場合 ② 民間事業者等が、海上保安庁長官の許可を受け、又は届出をして、航路標識の設置や位置の変更等を行う場合 ③ 許可を受け、又は届出をした民間事業者等が、海上保安庁長官の命令を受けて航路標識の移転等を行う場合</p> <p><b>【必要性】</b> 保護区域内で禁止される行為が例外的に許容され、船舶のびょう泊等が可能となる場合として事業法施行令に列挙されるケースの一つとして、「極めて強い公共性がある行為を行う場合」が含まれるところ、今般の航路標識法の改正では、航路標識の有する公共性の高さは何ら変わらないことから、民間事業者等が届出により航路標識を設置等する場合及び届出をした民間事業者等が海上保安庁長官の命令に基づく行為を行う場合についても、「極めて強い公共性」が認められるため、事業法上の法益(水底線路の保護)と航路標識法上の法益(航路標識の設置促進による船舶交通の安全確保)の調整を図り、当該改正を行う必要がある。</p>								
法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	電気通信事業法施行令第9条第2項第4号(水底線路の保護のために禁止される行為を許容する場合(航路標識法関係))								
規制の費用	<p><b>費用の要素</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(遵守費用)</td><td>新たな遵守費用は発生しない。</td></tr> <tr> <td>(行政費用)</td><td>届出により航路標識を設置する民間事業者等や認定電気通信事業者等に対して周知を行う費用が発生するが、以下のとおり、その費用は多額なものとはならない見込み。 ・海上保安庁から航路標識を設置する民間事業者等に対しては、施行日までに航路標識法の改正内容について、説明会を開催するなどして説明することが決定しており、それに合わせて周知するため。 ・総務省から認定電気通信事業者に対しては、メールでの一斉周知が可能であるため。</td></tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td><td>船舶をびょう泊等することにより、認定電気通信事業者が設置した水底線路の保護に支障を与えるおそれが皆無ではないが、通常、航路標識の設置等においては、届出によるものも含め、あらかじめ海域の状況調査(水深、潮流、底質、海底障害物の有無等)を入念に行い、問題がないことを確認してから実施するため、水底線路の保護に支障を与えるおそれは極めて低い。</td></tr> </table>			(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。	(行政費用)	届出により航路標識を設置する民間事業者等や認定電気通信事業者等に対して周知を行う費用が発生するが、以下のとおり、その費用は多額なものとはならない見込み。 ・海上保安庁から航路標識を設置する民間事業者等に対しては、施行日までに航路標識法の改正内容について、説明会を開催するなどして説明することが決定しており、それに合わせて周知するため。 ・総務省から認定電気通信事業者に対しては、メールでの一斉周知が可能であるため。	(その他の社会的費用)	船舶をびょう泊等することにより、認定電気通信事業者が設置した水底線路の保護に支障を与えるおそれが皆無ではないが、通常、航路標識の設置等においては、届出によるものも含め、あらかじめ海域の状況調査(水深、潮流、底質、海底障害物の有無等)を入念に行い、問題がないことを確認してから実施するため、水底線路の保護に支障を与えるおそれは極めて低い。
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。								
(行政費用)	届出により航路標識を設置する民間事業者等や認定電気通信事業者等に対して周知を行う費用が発生するが、以下のとおり、その費用は多額なものとはならない見込み。 ・海上保安庁から航路標識を設置する民間事業者等に対しては、施行日までに航路標識法の改正内容について、説明会を開催するなどして説明することが決定しており、それに合わせて周知するため。 ・総務省から認定電気通信事業者に対しては、メールでの一斉周知が可能であるため。								
(その他の社会的費用)	船舶をびょう泊等することにより、認定電気通信事業者が設置した水底線路の保護に支障を与えるおそれが皆無ではないが、通常、航路標識の設置等においては、届出によるものも含め、あらかじめ海域の状況調査(水深、潮流、底質、海底障害物の有無等)を入念に行い、問題がないことを確認してから実施するため、水底線路の保護に支障を与えるおそれは極めて低い。								
規制の便益	<p><b>便益の要素</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(遵守便益)</td><td>届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等において、総務大臣が指定する保護区域内であっても、原則として禁止されている船舶のびょう泊等を行うことが可能となり、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となる。</td></tr> <tr> <td>(行政便益)</td><td>新たな行政便益は発生しない。</td></tr> <tr> <td>(その他の社会的便益)</td><td>届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等の際に、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となる。これにより、航路標識の設置が促進されることによって、小型船舶の海難の減少が図られ、ひいては船舶交通の安全が確保される。</td></tr> </table>			(遵守便益)	届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等において、総務大臣が指定する保護区域内であっても、原則として禁止されている船舶のびょう泊等を行うことが可能となり、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となる。	(行政便益)	新たな行政便益は発生しない。	(その他の社会的便益)	届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等の際に、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となる。これにより、航路標識の設置が促進されることによって、小型船舶の海難の減少が図られ、ひいては船舶交通の安全が確保される。
(遵守便益)	届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等において、総務大臣が指定する保護区域内であっても、原則として禁止されている船舶のびょう泊等を行うことが可能となり、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となる。								
(行政便益)	新たな行政便益は発生しない。								
(その他の社会的便益)	届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等の際に、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となる。これにより、航路標識の設置が促進されることによって、小型船舶の海難の減少が図られ、ひいては船舶交通の安全が確保される。								
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本政令改正により、届出により航路標識を設置等する民間事業者等が、航路標識の設置等の工事を行う場合等に、船体を安定させて正確な位置で安全に作業を行うことが可能となり、これにより、航路標識の設置が促進されることによって小型船舶の海難の減少が図られ、ひいては船舶交通の安全が確保される。</p> <p>一方で、船舶をびょう泊等することにより、認定電気通信事業者が設置した水底線路の保護に支障を与える可能性は皆無ではないが、通常、航路標識の設置等においては、届出によるものも含め、あらかじめ海域の状況調査(水深、潮流、底質、海底障害物の有無等)を入念に行い、問題がないことを確認してから実施するため、水底線路の保護に支障を与えるおそれは極めて低い。また、届出により航路標識を設置する民間事業者等や認定電気通信事業者に対して周知を行う費用が発生するものの、航路標識を設置する民間事業者等に対しては海上保安庁の開催する説明会等において併せて周知すれば良く、認定電気通信事業者に対してはメールでの一斉周知が可能であることからその費用は多額なものとはならない見込みである。よって、本改正にかかるこれら費用は限定的であると認められる。</p> <p>以上のとおり、船舶交通の安全が確保されるという重要な便益が確保される一方、費用は限定的であることから、民間事業者等海上保安庁以外の者が届出により航路標識の設置等をする場合及び届出をした民間事業者等が海上保安庁長官の命令に基づく行為を行う場合についても、保護区域内における船舶のびょう泊等禁止される行為が例外的に許容される場合とする本改正案は、妥当と考えられる。</p>								
有識者の見解その他関連事項	<p>(1)有識者の見解 なし。</p> <p>(2)評価に用いた資料その他関連事項        -「海難の現況と対策について～大切な命を守るために～」(平成27年版)  <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h28/k20160316/k160316-2.pdf">http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h28/k20160316/k160316-2.pdf</a>        -国土交通省 海事分科会 交通政策審議会 船舶交通安全部会資料  <a href="http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_sepakuanzen01.html">http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_sepakuanzen01.html</a>        -「受験生の為の船舶運用術」沓名景義 著</p>								
レビューを行う時期又は条件	今後の認定電気通信事業者による水底線路の保護の状況等を踏まえ、必要があると認める場合、適宜見直しの検討を行う。								
備考									